

憲法改正手続法の改正法成立に抗議する会長声明

第1 声明の趣旨

本年6月11日、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）の改正法（以下「本改正法」という。）が、参議院本会議で可決され、成立した。

本改正法は、2016年の公職選挙法の改正に合わせて投票環境整備等に関する規定を改正するものであるが、憲法改正手続法制定時から指摘されてきた重要な課題についての法制上の措置が全くなされていない。すなわち、2007年5月の憲法改正手続法の立法時及び2014年6月の一部改正時の二度にわたって参議院付帯決議により施行までに検討すべきとされた重要な課題、とりわけ「公平性確保のためのメディア有料広告規制の方策」や「最低投票率制度」といった投票結果に重大な影響を与え憲法改正の正当性に疑義を与えかねない重要な事項についての立法措置が全くなされないまま審議採決された。

この点、衆議院において、有料広告規制等については、法施行後3年を目途に必要な法制上の措置を講ずる旨の付則が本改正法に追加されたが、検討の先送りに過ぎず、最低投票率については言及すらない。

すでに法制定から14年が経過しているにもかかわらず、これら重大の事項について国会での検討が進まず改正が施されないままになっている。

こうした法の不備を放置したままでは、公平性や正当性に疑義を抱えたまま国民投票が行われることになりかねず、立憲主義及び国民主権に照らし到底容認できない。

よって、当会は、「公平性確保のためのメディア有料広告規制の方策」や「最低投票率制度」など投票結果に重大な影響を与える重要な事項について必要な立法措置がなされないまま、本改正法が成立したことに抗議する。

第2 声明の理由

1 本改正法の内容

本改正法は、2016年の公職選挙法の改正に揃える形で、名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票時間の弾力化、洋上投票の拡大、繰延投票の告示期間の短縮、投票所への同伴の7項目について、憲法改正手続法を改正するというものである。

かかる改正は、「投票環境向上のための法整備」と説明されるが、例えば、期日前投票時間の弾力化は、投票時間の短縮により投票の機会を狭めることに

もなりかねず、繰延投票の告示期間の短縮は、繰延投票の機会を狭めることにもなりかねない。憲法改正手続には可及的多数の主権者の意思を反映させるべきであるにもかかわらず、これらの改正はマイナスに作用する虞おそれがある。

そもそも、憲法改正国民投票（憲法96条）は、主権者国民の憲法改正権の具体的行使であり、国家の最高法規としての憲法の正当性を確保する重要な手段であるから、国民の代表を選ぶために行われる定期的な公職選挙とは本質的に異なるものであり、憲法改正手続法を公職選挙法に揃えれば足りるというものではない。

例えば、繰延投票の告示期間の短縮は、天災等で投票を行うことができないとき等に行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものを少なくとも2日前までに行えば足りることとする内容であるが、天災が起きた場合、公職選挙であればできるだけ速やかに選挙を行う必要があるといえるのに対し、憲法改正は、天災被害が回復した後に最大数の主権者が参加できるようになってから実施すべきであるから、必ずしも同じ扱いをすべきとはいえない。

2 参議院付帯決議により検討すべきとされた課題

そもそも、憲法改正手続法の立法に際して、当会はじめ各地の単位弁護士会や日本弁護士連合会は、国民の憲法改正権を保障し憲法改正の正当性を確保するため、十分に多くの主権者の意思が反映されるよう国民投票における「過半数」の解釈や最低投票率の導入について提言し、また、公平性の観点からテレビ・ラジオの有料広告について経済力による格差が生じないよう規制の在り方を検討するよう提言してきた。

2007年5月の憲法改正手続法成立時には、参議院付帯決議において「低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること」「テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること」が明記された。

2014年6月の憲法改正手続法一部改正時にも、参議院付帯決議において「最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑義が生じないようにすることを念頭に置き、速

やかに結論を得るよう努めること」「テレビ・ラジオの有料広告については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検討を速やかに行うこと」が明記された。

すでに憲法改正手続法の制定から14年が経過したが、未だこれらの本質的な課題について、国会での十分な検討はなされていない。

3 インターネットメディアの発達とその影響力の増大

さらに、インターネットメディアの発達とその影響力の増大により、テレビ・ラジオのみならず、インターネット上の広告についても、国民投票の公平性の観点からの規制について検討する必要があるが生じている。

例えば、英国ではEU離脱に関する国民投票において、米国では大統領選挙において、こうしたメディアの影響力が指摘されており、我が国の憲法改正国民投票においても、賛否の意見の公平性を担保するためにテレビ・ラジオだけでなくインターネットを含めたメディアの有料広告規制の方策を検討することは立法府の重要な課題である。

にもかかわらず、本改正法の法案審議では、これら重要な課題は審議の対象とされなかった。

4 まとめ

本改正法はこうした不備を放置したまま審議され、可決成立した。

しかし、本改正法によって憲法改正の手続的環境が整ったとは到底いえない。

「公平性確保のためのメディア有料広告規制の方策」や「最低投票率制度」について立法不作為を放置したまま憲法改正国民投票が行われるならば、憲法改正の最終的な意思決定権者である主権者国民の意思を公正かつ十全に反映したものとならないおそれがあるから、これらの項目について早急に立法措置を行う必要がある。

よって、当会は、「公平性確保のためのメディア有料広告規制の方策」や「最低投票率制度」など投票結果に重大な影響を与える重要な事項について必要な立法措置がなされないまま、本改正法が成立したことに抗議する。

2021（令和3）年6月17日

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀